

生徒心得

第1条 一般心得

- (1) 秋田北鷹高校生としての自覚と誇りをもつこと。
- (2) 礼儀正しく明快な言動に努めること。
- (3) 規律ある生活を送り、生徒の本分である勉強や心身の鍛練を怠らないこと。
- (4) 服装規程を守り、清潔感のある整容を心掛けること。
- (5) 交友関係は明朗であること。
- (6) 生徒手帳・身分証明書は、常時携帯すること。

第2条 登下校について

- (1) 登下校時には本校所定の制服を着用すること。ただし、部活動の早朝練習時、練習試合や公式戦等の集合時に関しては顧問の責任で部員に指示する。
- (2) 安全な通学路を通学すること。
- (3) 登下校時間を守ること。
- (4) 交通法規を守り、交通安全に努めること。
- (5) 列車やバス等の公共交通機関を利用する場合は、それぞれのルールに従い、周囲の人たちに不快感を与えるような行為(席取り・スマートフォン等の使用・大声での会話等)を慎むこと。
- (6) 自転車通学をする生徒は次の規程を遵守する

こと。

- ①学校指定のステッカーを自転車後部のよく見えるところに貼ること。
- ②ステッカーの紛失及び自転車の買い換え等の場合は、新しいステッカーを貼ること。
- ③自転車は所定の駐輪場に整理整頓して駐輪し、盗難防止のため必ず施錠すること。
- ④自転車運転に際しては、道路交通法を遵守し、並進、右側通行、傘差し運転、イヤホン等を付けての運転、スマートフォン等を使用しながらの運転、夜間無灯火、二人乗り、降雪時の運転等をしないこと。
- ⑤年1回の自転車点検を必ず受けること。また、日常の点検・整備に心がけること。故障がある場合は速やかに修理し、又、改造（ハブステップ、ハンドルを上げる等）をしないこと。
- ⑥自転車の盗難、交通事故等があった場合は速やかに警察に連絡し、担任へ報告すること。
- ⑦自転車保険に加入すること。

第3条 校内生活

- (1) 校舎内においては静粛を旨として行動すること。
- (2) 来客、職員には会釈し、礼を失しないようにするとともに、生徒間相互においても互いに挨拶をすること。
- (3) 登校後は勝手に校外に出ないこと。やむを得

ない事情がある場合は、H R担任の許可を受けること。

- (4) 空いている教室、選択教室や特別教室等に、勝手に出入りしないこと。
- (5) 部室には始業から放課後まで出入りしないこと。
- (6) 校舎、設備等を損傷しないこと。損傷した場合は速やかにその旨を届け出ること。事情によっては弁償させることがある。
- (7) 校舎内の壁、机、トイレ等に落書きをしないこと。また、飲食物の容器、包み紙等は適切に処理をし、受け持ち区域の清掃は確実に行うこと。
- (8) 所持品にはすべて学年、組、氏名を明記しておくこと。また、学習上不必要なものは持参しないこと。
- (9) 生徒間での金銭及び物品の貸し借りはしないこと。所持品の紛失、遺失、拾得の場合はただちにH R担任又は係の先生に届けること。
- (10) 昼食は教室等所定の場所、時間で済ませること。
- (11) 実習棟や特別教室においては、それぞれの使用規則・心得を遵守し、安全に配慮すること。
- (12) ロッカーには学習に不必要な私物を入れないこと。また、こまめに清掃をし、清潔に保つこと。

- (13) 式典や集会等の時は敏速に行動し、開始5分前には集合して整然と並び、真剣な態度で臨むこと。
- (14) 18歳に達したとしても、校内で政治活動・選挙運動は行わないこと。

第4条 校外生活

- (1) 公衆マナーを守り、常に言動には慎みを持ち、品位ある態度で行動すること。
- (2) 外出時には、派手な服装等を避けること。
- (3) パチンコ店等や接客飲食店等への出入りは禁止する。
- (4) 法律で禁じられている喫煙・飲酒・薬物・暴力行為またはそれに準ずる行為・窃盗・万引き等は絶対にしないこと。
- (5) 外出の際は、その行き先・所在を保護者（保証人）に必ず告げること。また、連絡が取れる状態にすること。
- (6) 夜間外出は努めて避け、午後9時までには帰宅すること。
- (7) 夜間における一人歩きは絶対しないこと。
- (8) 外泊については親類以外での外泊を原則認めない。したがって、友人間の外泊や異性間での外泊等はしないこと。
- (9) 交際は、高校生としての節度をしっかりわきまえること。
- (10) 親族以外の人の車には絶対乗らないこと。

- (11) 原動機付き自転車・自動二輪車の免許の取得及び乗車は認めない。
- (12) 加害・被害に関わらず、事件・事故にあった場合は必ず学校へ届け出ること。
- (13) 18歳に達したとしても、校外における授業、生徒会活動、部活動等学校の教育活動の場では政治活動・選挙運動は行わないこと。
- (14) 次の場合は必ず所定の用紙により許可を受けること。また、それぞれの規程を厳守すること。
 - ・旅行許可願
 - ・アルバイト許可願
 - ・自動車学校通学許可願
 - ・外出許可願
 - ・校外行事参加許可願
 - ・保管物返却願
 - ・スマホ返却願・誓約書
 - ・異装届
 - ・下宿届
 - ・校舎・物品等の破損届
 - ・事故・盗難届
 - ・その他

第5条 情報通信機器（スマートフォン等）の使用について

- (1) スマートフォン等の校内への持ち込みは原則として保護者（保証人）との連絡を取るために使用するものとする。
- (2) 登校後、生徒玄関でスマートフォン等の電源を切ること。スマートフォン等はロッカースペースに置くバッグに入れ、外から見えないようにする。教室には持ち込まないこと。
- (3) 校舎内でのスマートフォン等の使用は、原則として朝のSHR前及び放課後の時間帯とし、

使用場所は生徒玄関でのみとする。

- (4) やむを得ない事情により、保護者（保証人）と連絡を取る場合はH R担任又は学年部に許可を得てスマートフォン等を使用することができる。
- (5) 以下の行為は、違反とする。
 - ①校内外での歩きながらの使用
 - ②自転車乗車中の使用
 - ③生徒玄関及びその周辺以外での使用
 - ④校内での充電
 - ⑤上記に該当しない場合でも、協議の上、ふさわしくないと判断された行為
- (6) 違反行為があった場合は、次のように指導する。
 - ①一時預かりとし、本人からの「スマホ返却願」の提出により本人への指導を行い、放課後に返却する。保護者（保証人）へも連絡する。
 - ②違反行為が3度目の時は1日以上学校預かりとし、保護者（保証人）へ連絡する。生徒・保護者（保証人）の連名による「スマホ返却願・誓約書」の提出により、保護者（保証人）へ返却する。
 - ③更に違反行為が繰り返された時は、生徒指導部で協議し、懲戒処分を含めた対応を検討する。
- (7) スマートフォン等を利用しての誹謗・中傷等

は別に定める懲戒規定の類似項目にそって懲戒処分とする。

- (8) SNSに個人情報や写真を載せる際には、情報の転用や悪用をされないよう配慮し、自分自身や友人に被害が及ばないようにすること。

服装規定

男子服装

(1) 制服

- ①指定のものとする。
- ②ジャケットの襟には校章、胸ポケットにはクラス章をつける。
- ③改造制服は禁止する。
- ④上着の下に、本校指定のベスト・セーターを着用してもよい。
- ⑤ズボンには必ずベルトを着用し、そのベルトは華美でないものとする。
- ⑥カーディガンは着用を認めない。
- ⑦上着、シャツ、ズボン、ネクタイ等すべてに記名すること。
- ⑧制服の着用について、事情がある場合は配慮する。

(2) 夏季服装

- ①夏季略装期間（基本的には6月1日～9月30日）に着用する。
- ②学校指定のシャツを着用し、胸ポケットにクラス章をつける。
- ③上記のシャツの上に本校指定のベストを着用することができる。その際は、胸にクラス章をつける。
- ④カーディガンは着用を認めない。

(3) マフラー・コート類

- ①華美でないものとする。
- ②ジージャン・革ジャンを認めない。

(4) 頭髪

- ①高校生らしい髪型を基本とする。
- ②過度な整髪料の使用を禁止する。
- ③前髪は眉にかからない程度、横髪は耳にかからない程度、後ろ髪は襟にかからない程度とする。
- ④長髪・パーマ・こて・カール・アイロン・染髪・脱色を禁止する。

(5) 靴下

華美でないものとする。

(6) 靴

- ①下駄・サンダル類の使用を禁止する。
- ②下足箱に入らないようなブーツ類を禁止する。

(7) その他

- ①アクセサリ類を身につけることを禁止する。
- ②ピアスや眉ぞり、頭部へのラインや剃り込み等を禁止する。
- ③スポーツ関連のグッズは制服から出さない。

女子制服

(1) 制服

- ①指定のものとする。
- ②ジャケットの襟には校章、胸ポケットにはクラス章をつける。

- ③改造制服は禁止する。
- ④上着の下に、本校指定のベスト・セーターを着用してもよい。
- ⑤スカート丈は膝の中程を目安とする。
- ⑥スラックスには必ずベルトを着用し、そのベルトは華美でないものとする。
- ⑦変形等があった制服の着用は禁止する。
- ⑧カーディガンは着用を認めない。
- ⑨上着、シャツ、スカート、スラックス、リボン、ネクタイ等すべてに記名すること。
- ⑩制服の着用について、事情がある場合は配慮する。

(2) 夏季服装

- ①夏季略装期間（基本的には6月1日～9月30日）に着用する。
- ②学校指定のシャツを着用し、胸ポケットにクラス章をつける。
- ③上記のシャツの上に本校指定のベストを着用することができる。その際は、胸にクラス章をつける。
- ④カーディガンは着用を認めない。

(3) マフラー・コート類

- ①華美でないものとする。
- ②ジージャン・革ジャンを認めない。

(4) 頭髪

- ①肩にかからない程度にすること。それ以上の場

合は、結ぶこと。その際、使用するゴムは黒・紺・茶系の無地とする。

②前髪は眉にかからない程度とする。

③パーマ・こて・カール・アイロン・染髪・脱色を禁止する。

(5) 靴下・ストッキング・タイツ

①靴下は紺色とし無地またはワンポイントまでは認める。丈はくるぶしが完全に隠れる長さ以上、膝が隠れない長さまでとする。

②ストッキング・タイツは12月から入学式当日までの着用を義務づける。色は、肌色・黒のみである。なお、儀式時は黒のみとする。

(6) 靴

①下駄・サンダル類の使用を禁止する。

②下足箱に入らないようなブーツ類を禁止する。

(7) その他

①指輪・ネックレス・ペンダント・ブレスレット・ブローチ・アンクレット・エクステンション類を身につけることを禁止する。

②マニキュア・ピアス・化粧・眉ぞりは禁止する。

③スポーツ関連のグッズは制服から出さない。

④頭髪のヘアピンは黒色のみとする。